



■運営を考える会で検討する項目

項目	内容等	主な検討項目
<b>1. 貸室の利用ルール</b> 【1階】 ○多目的室 【2階】 ○実習室1・2 ○集会室1・2 ○視聴覚室 【屋上】 ○多目的広場	○各部屋の利用方法	○快適に利用できるようにするための運営利用ルールやマナーについて ○飲食の可能範囲について ○貸室内の机椅子などは利用者が設営し、使用后、元の状態へ戻す。(他のセンターと同様に現状回復) ○多目的室での無料開故事業の実施頻度や内容についての要望案検討 など
	○各部屋の備品	○各部屋に必要な備品の内容について ○備品の利用ルールについて(有料・無料) など
<b>2. フリースペースの利用ルール</b> 【1階】 ○子育てコーナー ○ITコーナー ○まちづくりサロン ○喫茶コーナー ○団体共用スペース 【2階】 ○2階ラウンジ 【屋外】 ○まちづくり広場 ○駐車場	○フリースペースの利用マナー	○快適に利用できるようにするための運営利用ルールやマナーについて ・長時間の占有の回避や調整について ・安全管理について ・使用後の片付けについて ・飲食の可能範囲について ○喫茶コーナーの利用についての要望 など
	○フリースペースの占有利用	○定期的開催されるイベント等の占有利用と自由な利用の住み分けや調整について ・子育てサークルや子育てイベント、読み聞かせ、託児などの定期的なイベントや講座開催について ・占有利用に関するルールや調整について ・その他の内容の占有利用可否について ○展示利用のペースと調整について など
	○各スペースの備品	○図書コーナーや子育てコーナーの所蔵本について ○コピー機や印刷機の有料使用について ○コンピュータの備品について、プリンタ設置の是非について ○コンピュータの紛失・盗難・破損防止 など
<b>3. 利用促進方策について</b>	○交通アクセス	○巡回バスの導入や、効果的なバス路線についての提案を検討 など
	○予約・受付方法	○公式ホームページによるインターネット受付導入 ○館での受付 ○事前登録によるTEL・FAXの受付 など
	○広報PR	○館の公式ホームページ設立(オープン前の公開・作成) ○館を中心とした地域情報誌の作成(ex.『里美の風』・・・) ○指定管理者と地域との協力体制について など
<b>4. 館独自事業について</b>	○講座やイベントの開催	○文化祭や講座事業、イベント企画内容について ○札幌国際大学との共同開催による市民講座やイベント企画について
	○地域イベントの開催	○多目的室の無料開故事業実施の頻度や内容について など
<b>5. 地域の協力について</b>	○地域ボランティアの創設	○清掃の一部や庭木の手入れや冬囲いを有償ボランティアで実施 ○館の事業企画や広報、その他館の運営への協力 など
<b>6. 名称の公募案選定について</b>	○区民からの名称・愛称公募案の選定	○運営を考える会で地域からの要望案を選定 (正式名称の最終決定は議会にて決定) など

■条例で定める項目

項目	内容等	主な検討項目
<b>1. 区民センター条例の制限事項について</b> ※条例改正には、他の区民センター・地区センターの対応を含めた全市の調整が必要になります。	○開館時間	○午前8時45分～午後9時00分まで (平成18年度から区民センター地区センターともに夜間延長午後10時までを設定) ※児童使用可能時間は午後5時00分まで(特例あり) ○現行の申し込み時間区分「午前(9～12時)、午後(13～17時)、夜間(18～21時)」から、時間貸し(1時間ごと)設定に変更することの是非について検討し、札幌市がその意見をもとに更に検討 など
	○休館日	○年末年始(12月29日～翌1月3日まで)が基本 など
	○使用料	○現行の条例基準(例:30㎡未満の部屋は午前の区分で700円など)を元に、清田区だけ全市にさきがけて試験的に利用料金制度を導入できるか、考える会で検討し、その意見を参考に札幌市でさらに導入の是非を検討 など
	○貸室申込方法	○申請手続(預かり、抽選、使用料支払など)を変更するには他の区民センター地区センターと合わせた対応が必要 など
	○利用制限	○営利活動の禁止が原則だが、一部バザーなどの公的な物販は申請により可能なので兼ね合いや営利活動の幅を整理 ○飲酒を主たる目的とする利用は禁止だが、新年交礼会などの特例を設定 ○健康増進法規定を遵守し建物内は禁煙、屋外駐車場側に喫煙コーナーを設置 など
<b>2. 行政の関連施設について</b>	○地区センター事務室 ○まちづくりセンター事務室	○行政の関連施設であるため、区役所が検討
	○福祉のまち推進センター ○まちづくり会議室	○福まち・まちづくり会議室は現行の扱いを含め、関係団体・区役所間で調整
<b>3. 正式名称について</b>	○名称の最終決定は議会が決定	○運営を考える会で選定された地域からの要望案などを参考にして、検討・決定
<b>4. 募集要項の検討について</b>	○指定管理者の募集要項は区役所が作成	○地域からの要望として盛り込むことのできる項目を検討